

令和元年度富山県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業実施要綱

1 目的

いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に起こすため、支援が困難であることから、事業所が受け入れに消極的になるとともに、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されている。このため、福祉業務従事者が障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、障害を有する者が安定した日常生活を送れるように努めていくことが肝要である。

については、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を実施することとする。

2 実施主体 富山県

3 委託先 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ

4 研修カリキュラム及び受講対象者

(1) 研修カリキュラムは、別紙研修プログラムのとおりとする。

(2) 受講対象者は、基礎研修を修了した者のうち、原則として、県内の障害福祉サービス事業所等において知的障害若しくは精神障害のある児者を支援対象とする業務に現に従事している者又は今後従事する見込みの者とする。

※受講申込者が定員を超える場合は、当該業務に現に従事している者を優先する。

5 定員 80名

6 実施日 令和元年12月3日（火）及び4日（水）

7 研修会場

富山県総合福祉会館（サンシップとやま） 研修室602～604
富山市安住町5-21

8 修了証の交付

研修の全課程（2日間）を修了した者には、修了証明証を交付する。

（※遅刻、早退などが著しい者には交付しない。）

9 経費

1人につき、受講料2,000円を研修初日に受付にて徴収する。旅費は、受講者負担とする。

10 受講の申込み

別紙受講申込書により、令和元年10月30日（水）までに富山県厚生部障害福祉課あて、郵送にて申込むものとする。

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証の写しを添付すること。

※切手を貼った返信用封筒を同封すること。

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係

TEL：076-444-3213

FAX：076-444-3494

11 受講者の決定

受講者の決定については、令和元年11月18日（月）までに各所属施設に通知する。

令和元年度富山県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）プログラム

1日目 令和元年12月3日（火）

場所：富山県総合福祉会館（サンシップとやま） 研修室 602, 603, 604

時間	内容	講師
9:15～9:30	オリエンテーション	富山県福祉カレッジ
9:30～11:30	【講義】 「行動障害のある人の暮らしを支えるために」 強度行動障害支援の原則	社会福祉法人めひの野園 うさか寮 施設長 東 真盛
11:30～12:30	【演習】 「適切な支援を組み立てる（予防モデル） ～行動のアセスメント～」 障害特性とアセスメント（1）	社会福祉法人くるみ ホームヘルプサービスこぼん サービス提供責任者 坂下 嘉之
12:30～13:30	昼食	
13:30～14:30	【演習】 「適切な支援を組み立てる（予防モデル） ～行動のアセスメント～」 障害特性とアセスメント（1）	社会福祉法人くるみ ホームヘルプサービスこぼん サービス提供責任者 坂下 嘉之
14:30～16:30	【演習】 「適切な支援を組み立てる（予防モデル） ～支援計画シートの作成～」 構造化の考え方と方法（1）	
16:30～16:40	事務連絡	富山県福祉カレッジ

2日目 令和元年12月4日(水)

場所：富山県総合福祉会館（サンシップとやま） 研修室 602, 603, 604

時間	内容	講師
9:00～9:10	オリエンテーション	富山県福祉カレッジ
9:10～10:10	【演習】 「行動上の課題に対応する (行動障害対応モデル)～記録とアセスメント～」 記録の収集と分析	社会福祉法人溪明会 課長補佐 能松 努
10:10～10:40	【演習】 「行動上の課題に対応する (行動障害対応モデル)～記録とアセスメント～」 障害特性とアセスメント(2)	
10:50～12:20	【演習】 「行動上の課題に対応する (行動障害対応モデル)～支援手順書の作成～」 構造化の考え方と方法(2)	
12:20～13:20	昼食	
13:20～13:50	【講義】 「行動障害のある人の生活と支援」 ～行動障害のある人の生活と支援の実際～(1)	富山県立黒部学園 副主幹 上野 美保子
13:50～14:20	【講義】 「行動障害のある人の生活と支援」 ～行動障害のある人の生活と支援の実際～(2)	社会福祉法人新川むつみ園 係長 岸岡 信也
14:30～15:00	【講義】 「家族の思い」 ～行動障害のある人の生活と支援の実際～(3)	富山県内総合支援学校高等部生徒の保護者 小田桐 恵
15:00～16:00	【演習】 「危機対応と虐待防止」	特定非営利活動法人工房あおの丘 理事長 西島 亜希
16:00～16:45	まとめ	社会福祉法人めひの野園 うさか寮 施設長 東 真盛
16:45～17:00	閉講式、修了証交付	富山県障害福祉課

※講師、時間等に変更する場合があります。

令和元年度富山県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）受講申込書

令和元年度富山県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）に下記の者を受講させたいので申し込みます。

令和 年 月 日

施設・事業所名 _____

設置法人 _____

代表者 _____ 印 _____

電話番号 _____

(担当者名: _____)

富山県厚生部障害福祉課長 殿

ふりがな氏名	
生年月日	年 月 日生
所属施設・事業所の住所・電話番号	〒 _____ TEL _____
所属施設・事業所の種類	
現在の職種 ※1～5のいずれかに○。 ※5の場合、職種名(生活支援員等)を記載。	1 サービス管理責任者 (_____ 年) 2 児童発達支援管理責任者 (_____ 年) 3 サービス提供責任者 (_____ 年) 4 相談支援専門員 (_____ 年) 5 その他職種(職種名: _____、 _____ 年)
強度行動障害を有する利用者の有無 ※1	有 (_____ 名) , 無
強度行動障害を有する利用者への支援経験年数 ※1	_____ 年
基礎研修修了履歴 ※2	H _____ 年度修了
障害分野での実務経験年数	身体 (_____) 年 知的 (_____) 年 精神 (_____) 年

※1 ホームヘルプの事業所は別紙1 行動関連項目で利用者进行评估し、10点以上の利用者数をご記入下さい。それ以外の事業所は別紙2 強度行動障害判定基準で利用者进行评估し、10点以上の利用者数をご記入下さい。

※2 必ず、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証の写しを添付して下さい。

※ 原則、1事業所1人までとして下さい。また、1法人で複数人申し込まれる場合は優先順位を記入願います。 優先順位: _____

※ 申込状況により、希望に沿いかねる場合もありますので予めご了承願います。

別紙2 強度行動障害判定基準

行動障害の内容	行動障害の目安の例示	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に取りに行く、などの行為でとめても止めきれないもの。	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど。	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことがある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあっていかれない状態を呈する。			困難
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。			困難

※「強度行動障害児特別支援加算について」(平成16年1月6日障発0106001号)・別紙1抜粋